境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは…

法務局・地方法務局 → 筆界特定制度

当事者 ⇕ 連携

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。
（申請者等の意見に拘束されずに，真実の筆界を探し出します。）

土地家屋調査士会 → 調査士会ADR

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。
（民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。）

どこが違うの？

- 筆界特定制度は，

筆界（一筆の土地が登記されたときの土地の境）を明らかにします。

＊　明渡しなど，所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは，

境界問題全般を解決します。

＊　相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？

（昔）

（今）

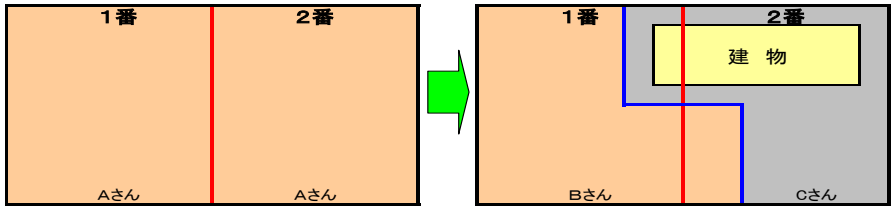

筆　　界･･･筆界の位置は，売買・交換等で自動的に移動することはありません。
所有権界･･･所有権界の位置は，売買・交換等で移動することがあります。
（筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。）

もうひとつの解決方法

当事者

裁判所 → 民事裁判 / 民事調停

仙台法務局・みやぎ境界紛争解決支援センター

＊　筆界特定制度についてのお問い合わせは
　　仙台法務局筆界特定室　　電話　022(225)5752
＊　調査士会ADRについてのお問い合わせは
　　みやぎ境界紛争解決支援センター　電話　022(225)3804

境界問題で困ったときは…

法務局・地方法務局

筆界特定制度

（法務省筆界特定のページにリンクしています。）

当事者

連携

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。
（申請者等の意見に拘束されずに，真実の筆界を探し出します。）

土地家屋調査士会

調査士会ADR

（宮城県土地家屋調査士会のページにリンクしています。）

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。
（民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。）

どこが違うの？

- 筆界特定制度は，

筆界（一筆の土地が登記されたときの土地の境）を明らかにします。

＊　明渡しなど，所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは，

境界問題全般を解決します。

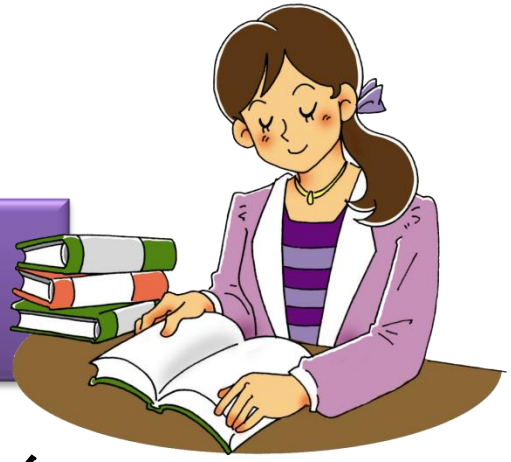

＊　相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？

（昔）

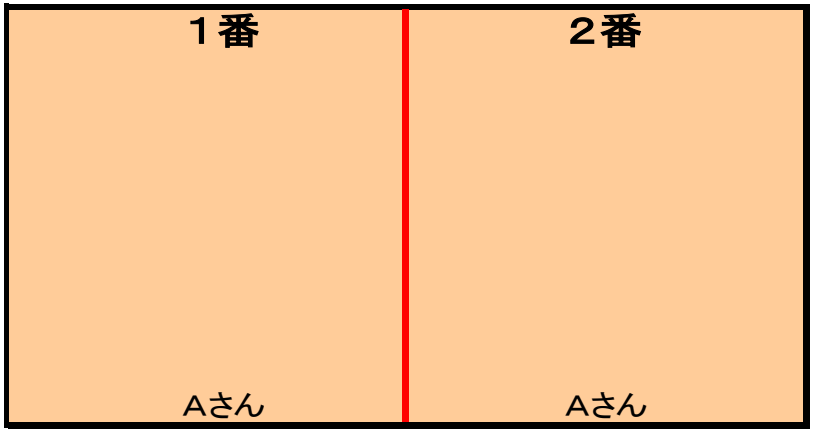

（今）

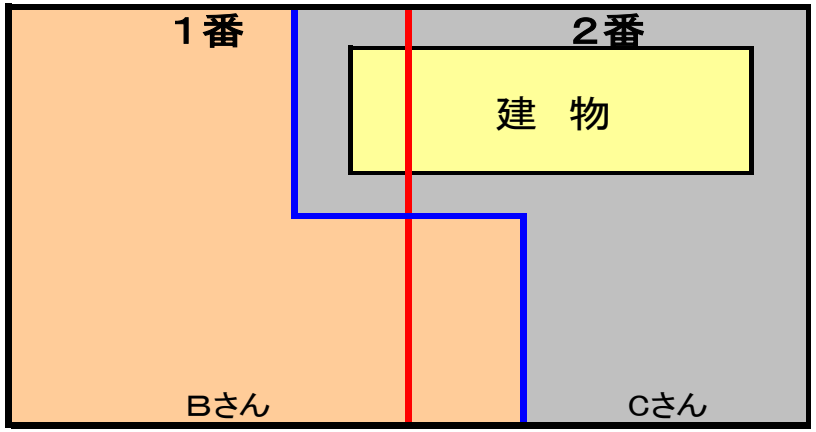

筆　　界･･･筆界の位置は，売買･交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界･･･所有権界の位置は，売買･交換等で移動することがあります。

（筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。）

もうひとつの解決方法

当事者

裁判所

民事裁判

民事調停

境界問題についての
お問い合わせは

● **筆界特定制度についてのお問い合わせは**

仙台法務局筆界特定室　　電話　022(225)5752

筆界特定制度のご案内　http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html
（法務省ホームページ）

● **調査士会ADR についてのお問い合わせは**

みやぎ境界紛争解決支援センター電話０２２（２２５）３８０４
http://www.miyagi-chousashi.jp/adr/index.html